

監 査 報 告 書

学校法人 大宮学園

理事会・評議委員会 御中

私たちは、私立学校法第37条3項の規定に基づき、学校法人大宮学園の令和5年度(令和5年4月1日より令和6年3月31日まで)における学校法人の財産の状況について報告説明を受け、事業報告書及び計算書類等監査を行いました。

監査の結果、本園の業務及び財産に関する不正行為又は、寄付行為に違反する重大な事実は認められませんでした。また、理事の業務執行状況についても適正である事を認めます。

令和6年5月22日

学校法人 大宮学園

監事 澤井 正和

監事 北 和幸